

渡辺最終処分場第3期計画に係る環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 総括的事項について

(1) 環境影響評価を行うに当たっては、最新の知見及び評価手法を採用し、可能な限り定量的に評価すること。

また、必要に応じて専門家から助言及び指導を受け、その内容、専門分野及び聴き取りを行った経過を具体的に環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）に記載すること。

なお、環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すこと。

(2) 対象事業について、今後行う環境影響評価の内容等を含め、住民等への説明を丁寧に行うこと。

(3) 処分場の埋立終了から廃止の間において、環境に影響を及ぼすことのないよう適正に施設を管理する必要があることから、埋立終了後の施設の維持管理の具体的な方法を準備書に記載すること。

2 調査、予測及び評価の手法等について

(1) 大気環境

ア 工事用及び廃棄物運搬用車両の車種、台数及び走行ルート（現在建設中である小名浜道路の利用の検討を含む。）を具体的に準備書に記載し、車両の運行が特定の時間帯に集中しないようにする等、周辺環境に配慮した車両の運行計画を策定すること。

なお、当該車両の運行に係る大気質、騒音及び振動の調査地点については、処分場近くの交差点付近のみとしているが、走行ルート付近の民家及び学校等の立地状況を勘案し、最寄りの民家の近傍や県道釜戸小名浜線沿い等を調査地点として追加すること。

イ 対象事業実施区域周辺及び運搬経路沿線には農地が隣接していることから、埋立作業中、残土運搬時等における砂塵等の飛散防止に万全を期すこと。

(2) 水環境

ア 対象事業の実施により、濁水の発生、地下水脈の遮断、河川の流量の変化等が生じる可能性を考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

イ 雨水排水放流先の天神川及び浸出液処理水放流先の横手川への環境負荷を低減するため、雨水及び浸出液の処理を徹底するとともに、水質のモニタリングを綿密に行うこと。

なお、万一、放流水の水質が排水基準を超えた場合等の対応方法について、具体的に準備書に記載すること。

(3) 動物、植物及び生態系

ア 調査の範囲、地点、時季、期間、方法等を適切に設定して調査、予測及び評価を行うこと。

なお、調査の信頼性を確保するために、調査の状況を詳細に記録し、必要に応じて標本又は写真を保存すること。

イ 改変する森林及び草地部分に鳥類の定点調査地点を追加すること。

ウ 猛禽類の生息が確認された場合は、対象事業の実施により生じる騒音による影響が懸念されることから、「建設機械の稼働」、「車両の運行(工事中及び供用中)」、「埋立・覆土用機械の稼働」の影響要因の環境影響評価項目として「動物」を追加すること。

エ 雨水側溝の設計に当たっては、小動物の生活に影響を及ぼさないよう、必要に応じて落下対策等を検討すること。

オ 希少な植物が発見された場合は、専門家に助言を求めた上で、必要な環境保全措置について検討し、その結果を具体的に準備書に記載すること。

なお、移植等の代償措置を実施する場合は、事後調査計画を具体的に準備書に記載すること。

カ 植生調査地点の分布に偏りがあるため、対象事業実施区域及びその周辺を万遍なく調査できるよう調査地点の追加を検討すること。

なお、踏査観察を行う場合は、踏査ルートを具体的に準備書に記載すること。

キ 土堰堤部の法面への種子吹付け等により、降雨風雪による浸食の防止を図ることとしているが、自然生態系をかく乱しないように配慮すること。

(4) 人と自然との触れ合いの活動の場

季節等により人と自然との触れ合いの活動の場の利用状況が異なると考えられることから、四季や曜日による利用状況の変化を踏まえた調査を実施した上で、予測及び評価を行うこと。

3 その他

(1) 既存処分場の埋立地に第3期造成工事の発生土を仮置きするに当たっては、仮置土の荷重が貯留構造物等に対して影響がないことを確認すること。

(2) 本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じて関係機関と協議を行うこと。